

【兵庫県太子町】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	2,877	2,795	2,711	2,628	2,545
② 予備機を含む 整備上限台数	0	3,214	—	—	—
③ 整備台数 (予備機を除く)	0	2,795	—	—	—
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	2,795	—	—	—
⑤ 累積更新率	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑥ 予備機整備台数	0	406	—	—	—
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	406	—	—	—
⑧ 予備機整備率	0	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%

(端末整備・更新の考え方)

- ・令和2年度に購入した学習用端末の劣化状況を鑑み、令和7年度に一括して端末の更新を実施する。
 - ・学習用端末の破損及び故障が相当数発生している実態を踏まえ、予備機の整備を基金事業上限(15%)で実施する。
- ※令和7年2月末時点の故障率：13.7%

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

- ・更新対象端末の一部については、校務等において継続的に活用する。
- ・その他の端末については、処分事業者に委託し、廃棄物処理法等に基づき適切に処分を行う。